

**第6章 罰則（条例第35条～第38条）****6. 1 罰則（条例第35条～第38条）**

○条例に違反して事業を行った者に対して、罰則を適用する。

**<条例>**

第35条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、特定事業を行つたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けたとき。
- (3) 正当な理由がなく第31条第1項から第5項までの規定による命令に違反したとき。

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項の規定に違反して標識を掲示しなかったとき。
- (2) 第12条第3項の規定に違反して、中間検査の結果に係る通知（特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）を受けずに特定工程後の工程の工事をしたとき。
- (3) 第13条第3項の規定に違反して、完了検査の結果に係る通知（特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）を受けずに許可に係る工作物を事業の用に供し、又は供させたとき。
- (4) 第15条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 第23条第1項又は第24条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、特定建設発生土搬出を行つたとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により、第23条第1項又は第24条第1項の規定による許可を受けたとき。
- (7) 第28条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第37条 第25条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**解 説**

◆本条例の罰則は、地方自治法で規定されている限度を罰則の上限（2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）として定めた上で、拘禁刑と罰金刑との間の均衡、罰則の各段階間の均衡を考慮して他の罰則の量刑を規定した。

◆条例第35条から第37条までの規定では、違反者を対象に罰則を科すこととしているが、これだけでは、その違反によって利益を受けた法人に対して何らの制裁も加えることができず、社会的にも不公正であり、この条例を制定した趣旨を著しく損ねてしまう。そのため、この条例では、違反者だけではなく違反者と一定の関係にある法人等に対して罰則を科す両罰規定を条例第38条で規定している。

罰則の対象	量刑の内容
① 特定事業を無許可で行った者 ② 不正な手段を用いて、特定事業の許可を受けた者 ③ 条例の命令に正当な理由がなく従わなかった者	2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
① 特定事業の標識を掲示していない者 ② 中間検査に合格する前に特定工程後の工事を行った者 ③ 完了検査に合格する前に土地又は工作物を使用した者 ④ 定期報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者 ⑤ 特定建設発生土搬出を無許可で行った者 ⑥ 不正な手段を用いて、特定建設発生土搬出の許可を受けた者 ⑦ 報告の徴収に応じず、若しくは虚偽報告を行った者、又は立入調査を拒否し、若しくは虚偽の答弁をした者	50万円以下の罰金
① 特定発生土搬出完了の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者	30万円以下の罰金